

第2章 ベトナム

—農村社会と農村振興政策—

岡江 恭史

はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが、1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では、世界第2位のコメ輸出国であり、世界市場において重要な位置を占めている。

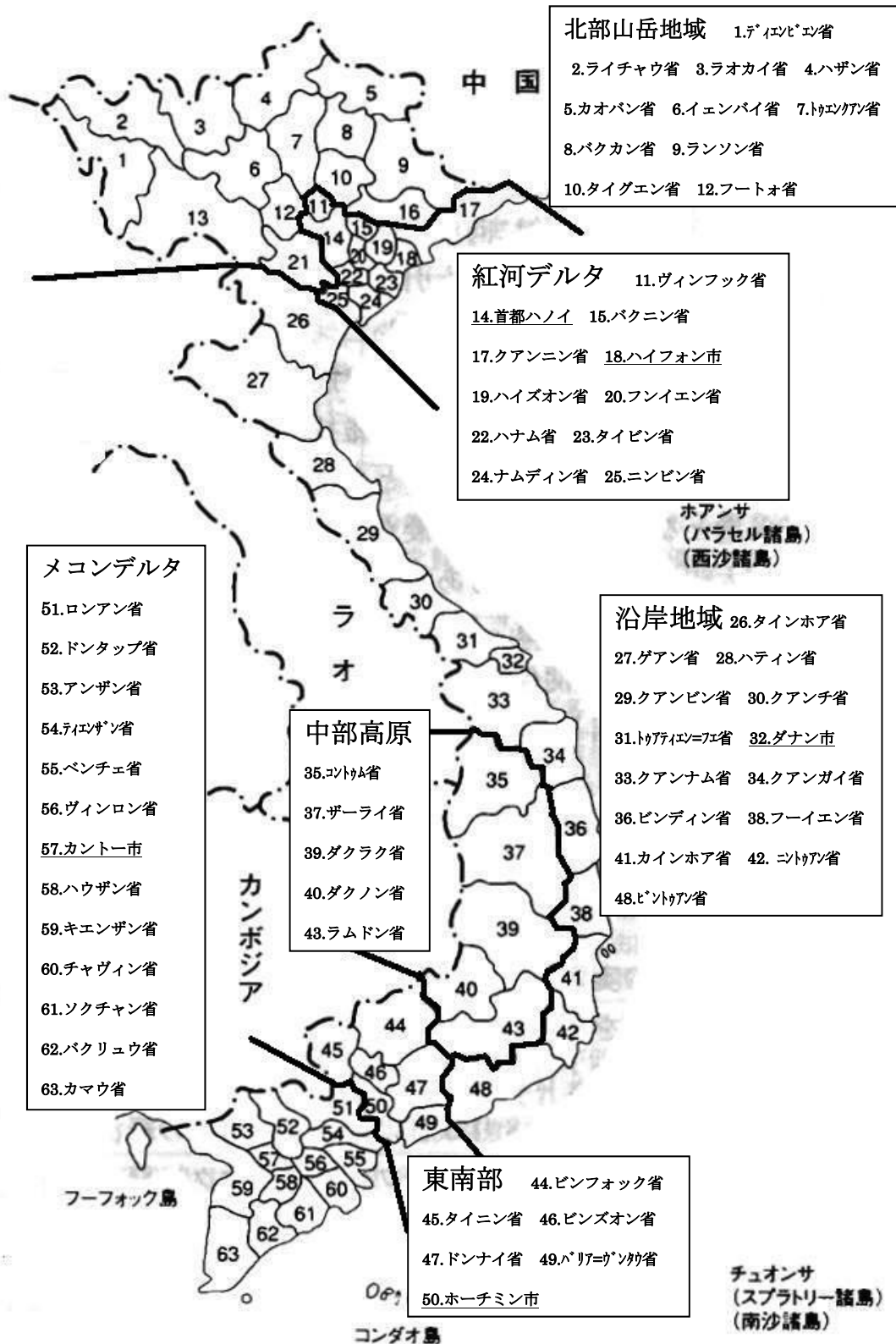
本章の構成は以下のとおりである。まず「1. ベトナムの農村社会」において、ベトナムの概況と農村社会の特徴を歴史的経緯も踏まえて分析する。「2. 農村振興政策」において、近年農村振興政策として進められている新農村建設プログラムについて解説する。

1. ベトナムの農村社会

(1) ベトナムの行政区分と自然環境

ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムではBien Dong（東海）と呼ぶ）を挟んでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は331,236 km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は94,666千人（2018年）である（TCTK online）。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘（きょうあい）な小平野のみである。民族区分では人口の8割以上を占めるベト族⁽¹⁾が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては63の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する。これら各地方省⁽²⁾には、更に下位の地方行政区分として県（日本における郡レベル）が、各県には更に下位の地方行政区分として社（行政村レベル）が存在する。なおベトナムは第二次大戦後に社の合併が行われており、本章では「社」は全て、大戦以前の歴史的事実について言及する場合を除き、合併後の新社（現行政村）のことを指し、「村」とは合併前の旧社若しくはその分村として歴史的に存在した地域共同体を指すこととする。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：アジア経済研究所(2020)のベトナム地図に筆者が加筆。

注. 下線が省と同格の中央直轄市。

また複数の地方省をまとめて、「紅河デルタ (Dong bang song Hong)」、「北部山岳地域 (Trung du va mien nui phia Bac)」、「沿岸地域 (Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung)」、「中部高原 (Tay Nguyen)」、「東南部 (Dong Nam Bo)」、「メコンデルタ (Dong bang song Cuu Long)」という地域区分も用いられる。ベトナム各地域の面積と人口を第1表に示す。紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げていった。人口密度は1,014人/km²とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。同地域は、コメ・野菜・養豚などの主産地でもある。北部山岳地域は林地が約6割と多くの割合を占め、農地の割合は全国で最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は、農地として利用可能な面積が南シナ海に面した地域に限られている。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、フランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓され、独立後も市場経済下で大規模農業が発展した。現在、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

第1表 ベトナム各地域の面積と人口 (2018年)

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	331,236	21,260	95,222	95,876	54,508	23,553	40,816
うち農地 (%)	34.7	37.2	22.3	22.9	44.5	57.7	64.1
林地 (%)	45.1	23.3	57.1	60.1	45.5	21.4	6.2
人口 (千人)	94,666	21,566	12,293	20,057	5,871	17,074	17,805
人口密度 (人/km ²)	286	1,014	129	209	108	725	436

資料：TCTK(online)より筆者作成。

(2) ベトナム村落の特徴

1) ベトナム村落の形成

ベトナムでは15世紀に成立した新王朝（黎朝）のもとで、旧王族の庄園や無主の民田などを兵士に分給して納税と引き替えに耕作させた。これは「公田」と呼ばれた。その後16世紀から18世紀にかけての南北分裂に伴う戦乱・混乱の中で、政府の命令で国有地（公田）を管理する単位だった「社」が、特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった（桜井，1987）。

村落の行政に関しては、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落有力者（郷豪）階層を代表する長老をメンバーとする耆目（きもく）会同が村落内の重要事項を決定する機関であり、里長（村長）・副里・自警団長などの村役人たちが、耆目会同による決定を遂行し、国家権力との折衝役を務めた。国家は村落自治組織に対して、全く関与しなかったわけではない。地方官には村落の役職者をけん責したり、罷免したりする権限があった。他方において、職務を瑕疵（かし）なく遂行する里長等に対しては、国家が一定の下級の官職名や位階を榮譽として付与した。このような国家による統制の試みは、村落自治を根底から覆すほど強力なものではなかった。そもそも国家は特定の村落で誰がどの土地を所有しているのか、又は兵役や人头税の対象となる人々が誰と誰であるのか、その実態を正確に把握できなかったため、物的資源（徴税）や人的資源（賦役、徴兵）の調達に村落に請け負わせる以外なかったのである。そして村落はその見返りに、国からの干渉の多くを免れることができた。村落自治を体現する「村の掟」は、「郷約」として成文化されるのが常であった（白石，2002）。この「郷約」には、祭礼に関する権利・義務や規制、集会・宴会への参加資格や席次など村内序列、村落内の諸組織や諸役職、婚姻・葬礼に関わる義務、盗み・火事などに対する自警、相互扶助、道路・橋・堤防などの修築、村民の生産活動、村内の秩序びん乱者の処分や紛争処理、功労者・科挙合格者・高齢者の表彰、政府に対する義務、など多岐にわたる規定が記載されていた。郷約は村民が亭（村の集会所）に会して議定され、少なくとも形式的には村民全体の協議の結果のコンセンサスであることがその正当性の根拠となっていた（嶋尾，1992）。「王の法律は村の掟に譲る」ということわざからも推察されるとおり、お上の制定する法規に無頓着な農民たちも、「村の掟」には従わざるを得なかった。郷約に従うべき村民の範囲が明確であると同時に地理的な村の範囲も明確であった。多くの村は境界を竹やぶや土塀で囲んでおり、村の入り口には門があり夕方になると閉められた（グルー，1945）。

2) アジアの中のベトナム村落

これに対して中国においては、後漢末の戦乱で集住と共同の単位であった里が崩壊し、さらに魏晋南北朝の軍事的混乱を経て、隋唐以降は居住関係とは別に戸数編成による行政編成が作られた。王朝権力は中央集権化の過程で地方の政治権力の排除を目指し、隋代には科挙が導入され、郷里から官吏を推薦するシステムが完全に廃止された。農村内でも組織的な労働交換制度がなかったため、農繁期の労働も市場を通じて購入された。封建領主がおらず、財政も中央権力によって統一されていたこともあり、中国では広域的な流通や貨幣経済が早くから形成されていた（足立，1998）。

このように、凝集力の強いベトナム村落に対して、中国村落はまとまりがなく、極めて流動性が高く、個人主義的・実力主義的な人間関係が支配的だった。凝集力の強い村落といえば、アジアでは日本の村落が典型例としてあげられる。斎藤仁は他のアジア諸国と対比して日本には、領域内の構成員に対して一種の行政権・司法権を行使し、さらに独自の財政権と財産権を持つ自治村落が存在することを主張した（斎藤，1977）。なおベトナム紅河デルタ

と並んで東南アジアでは例外的に人口稠密（ちゅうみつ）な地域であるインドネシア・ジャワの農村では、それぞれの機能（行政権・財産権・司法権・警察権・宗教）を持った集まりの単位が存在するが、日本の自治村落のように種々の機能の及ぶ範囲が重複しているわけではない（水野，1998）。上記のようにベトナム村落は行政権・財政権・司法権・警察権を持つ公権力的存在であり、さらに信仰の上でも村ごとに守護神（城隍神）が存在している。また公田という村落共有田も存在し、行政の下請の機能も果たしており、日本の自治村落との類似点は多い。

3) 共産政権下のベトナム村落

第二次大戦後に北ベトナムで成立した共産政権下では、国家主導による大がかりな村落再編が行われ、共産中国にならった農業集団化も進められた。それまでの伝統村落は合併させられて新しい行政村（社）になり、集団農業生産の単位である農業合作社も大型化して社の範囲と同じになった。こうしてベトナム共産政権はベトナム史上初めて個々の農民の生産活動まで関与することになった。しかし、中越の農業集団化は全く同じだったわけではない。中国では合作社のあとに更に人民公社が結成された。人民公社は政治組織であるとともに農業生産組織でもあり（政社合一）、共同食堂のように個々人の生活まで管理することになった。中国の専制国家権力が目指してきた「人為的な社会編成」が極限まで遂行されたのである。これに対してベトナムの場合、農業集団化は合作社までで、人民公社は結成されなかった。また合作社が社と同じ範囲にまで拡大した時代でも、両者はあくまで別の組織であり続けた。このようにベトナム共産政権は、村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間を完全には制圧できなかった。

1975年に東側陣営の北ベトナムが西側陣営の南ベトナムを占領・吸収することによってベトナム戦争は終結し、翌76年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。ベトナム共産政権は、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いたが、このことは商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり、生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。その後共産政権は破綻した経済を回復させるため、1979年には計画外の市場（自由市場）を承認する新経済政策（三尾，1988）、1981年には農家世帯に作業を請け負わす共産党中央書記局100号指示（DCSVN,1981）、1985年には配給制度廃止による単一市場・単一価格の形成（中臣，2002）と、徐々に市場経済化・脱集団化政策を進めた。そして1986年の第6回党大会では、従来の統制経済システムを抜本的に変革して市場原理を導入することを決定した。これはドイモイ（Doi moi）政策と呼ばれ、今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる（白石，1993）。

さらに1988年には共産党政治局10号決議（DCSVN,1988）によって、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、生産物を自由に処分する権利を認められ、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。これが農家の生産インセンティブを刺激し、改革前には恒常的なコメ輸入国だったのが翌年からはコメの輸出国に転じた。また93年の土地法改正によ

って、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた (QHVN, 1993)。このような脱集団化によって、農業生産における合作社の役割は著しく縮小し、その多くが解体することになった。その総数は、1990年代前半には85年頃の半分以下に激減することになった (トラン, 2010)。ベトナム政府は、ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり、それが1996年の合作社法制定につながった。同法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した (QHVN, 1996)。農家の日常生活への合作社の影響力が大幅に弱まったこの時期から、政府は行政の下請の単位として伝統的な村落の存在を公認するようになった。

筆者が調査したハイズオン省 (第1図の19) のカオドイ村も、元々是一个の社であったが、共産政権成立後の旧社合併によって現ホップティエン社に統合された。集団農業時代は社と同範囲に農業合作社が設立され、その下部組織として人口ごとに生産隊が結成された。人口の少ないカオドイ村では生産隊と村の範囲は一致していたが、人口の多い隣村では複数の生産隊に分割させられた。1996年の合作社解散に伴い、かつての村が復活した。村民からの選挙で選ばれる村長は、社と村民との間の連絡や税の徴収代行をし、村民の土地台帳も管理する。また5年ごとの国勢調査も現場では村長が中心になって行い、村民の経済状況も把握している。また1993年に農地使用権が農民に分配された際に、池の一部も村の共有財産として使用権が分配された。村は村民にこの池を貸し出し、賃料を積み立てて村内の公共電灯の費用の一部に充当している。前述の公田のような村落の共有財産が復活したといえる (岡江, 2015)。また「郷約」の現代版である村の「規約」を策定し、村落の自治機能を明文化している。村民が死亡した場合は、この「規約」に沿って村が主体となって葬儀委員会が結成されて葬儀が執り行われる。カオドイ村では2012年に落成した集会所があり、村の全世帯が年2回、またその他必要に応じて随時集合する。また村内には、農民会・婦人会・退役軍人会・青年団の各組織が活動している。これらの組織は貧困世帯等の社会政策対象者への低利融資を仲介するとともに、各種政策の周知徹底や住民参加の各種プログラム (農業技術学習会、ゴミ管理などの衛生改善、困窮会員への援助など) を行っている。また共産党組織もその支部が村単位に存在する。これらの組織も各々上記の集会所で会合を持つ。こういった活動が評価されてカオドイ村は2012年に文化村に認定され、カオドイ村を含むホップティエン社も2015年に新農村に認定された (文化村・新農村については後述「2. 農村振興政策」参照)。このように農業集団化によって解体された旧村が、脱集団化によって復活し、住民の生活の面で重要になってきた。

2. 農村振興政策

(1) 新農村建設プログラムの概要

現在の農業農村政策の方向性を決めたのが、2007~08年の世界的な米価高騰である。ベ

トナムにとってコメは主食であるとともに重要な輸出産品であることから、国内物価も高騰した。このような社会的混乱を鎮めるため、農業農村問題が2008年7～8月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会⁽³⁾において議論された。その結果出された「農業・農民・農村に関する26号決議」(DCSVN,2008)において、食糧安全保障政策とともに農村振興政策として新農村建設プログラムが打ち出された。同決議は、インフラ・経済改善・教育・環境などの認定基準を満たす社を「新農村」と認定・顕彰し、その普及を図ることとした。さらに2020年までに全国の社の50%がその「新農村」になるように、また2010年までにそのための具体的なプログラムが始まるように規定した。

同決議を実現するために、具体的な19項目の新農村認定基準が2009年4月16日付け政府首相決定491号(CPVN,2009)によって定められた。そして2010年6月4日付け政府首相決定800号(CPVN,2010)によって、正式にプログラムが開始されることになった。その中で、プログラム実施期間は2010～2020年とし、2015年までに20%の社が、2020年までに50%の社が新農村の基準に達することを目標とした。

なお19項目の新農村認定基準とは、計画分野の1項目(①計画)、社会経済インフラ分野の8項目(②交通、③水利、④電化、⑤学校、⑥文化施設、⑦農村市場、⑧通信、⑨住民の住居)、経済と生産組織分野の4項目(⑩住民収入、⑪貧困削減、⑫労働構造、⑬生産組織)、文化・社会・環境分野の4項目(⑭教育・訓練、⑮医療、⑯文化、⑰環境)、政治システム分野の2項目(⑱行政システム、⑲安寧秩序)であり、それぞれ更に下位の小項目が定められ、それを「達成」若しくは「**%以上達成」した場合にその項目の認定がなされ、全19項目全て達成できた行政村のみ「新農村」と認定されることになる。

2020年までの計画を定めた2010年800号決定は、2016年首相決定1600号(CPVN2016b)に代わった。2020年までに全国50%の社が新農村の基準に達するという目標は同様であるが、大きく変わったのは、地域ごとに達成目標が定められたことである。なお同プログラムでの地域は、「沿岸地域」が更に南北に細分化され、7地域の区分となっている。具体的な地域目標は、「北部山岳地域」では28.0%、「紅河デルタ」では80%、「北部沿岸地域」では59%、「南部沿岸地域」では60%、「中部高原」では43%、「東南部」では83%、「メコンデルタ」は51%の社が新農村の基準に達するという目標となった。また全19達成基準項目中、1社平均15項目以上とする全国目標とともに、「北部山岳地域」では13.8、「紅河デルタ」では18.0、「北部沿岸地域」では16.5、「南部沿岸地域」では16.5、「中部高原」では15.2、「東南部」では17.5、「メコンデルタ」は16.6項目以上と地域ごとの目標も定められた。

また基準自体も2016年首相決定1980号(CPVN,2016d)で修正された。第2表に1980号による認定基準を示す。19の項目自体に変化はないが、19項目の下小項目が39から49へと細分化された。具体的に変った基準は、⑦農村市場、⑩住民収入、⑫労働構造、⑭教育・訓練、⑮医療を実現可能なものに修正された。また旧基準では中央が全て基準を決めていたが、幾つかは地方省レベルで基準を策定することになった。

第2表 2016年首相決定1980号による新農村認定基準

I. 計画分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
1. 計画	1.1.期限内の社の計画の策定と公開	○	○	○	○	○	○	○	○
	1.2.計画管理方法と実行組織の決定・公布	○	○	○	○	○	○	○	○

II. 社会経済インフラ分野

基準	基準内容	全国基準	地域ごとの基準						
			北部山岳地域	紅河デルタ	北部沿岸地域	南部沿岸地域	中部高原	東南部	メコンデルタ
2. 交通	2.1.社の道路及び社の中心地から県の道路に至る道路が舗装されており、自動車の往来に支障がないこと	各省人民委員会が、計画・現地の条件・社会経済発展の需要に合致し、かつ現地の交通体系と接続できるような具体的な規程を作成する。							
	2.2.各村の中心道路及び村々を結ぶ道路が舗装されており、自動車の往来に支障がないこと								
	2.3.村内の道路が清潔で雨季にぬかるみにならないこと								
	2.4.農地から住宅地までの道路が物品の運搬に支障がないこと								
3. 水利	3.1.農業生産地の80%以上がかんがい可能であること	各省人民委員会が、気候変動の下で農作物生産が持続的に発展する地域を形成するための農業生産構造に向けての目標に合致するような具体的な規程を作成する。							
	3.2.水利システムが住民の生活上の需要に合致しており、その地域の災害対策の規程に沿っていること								○
4. 電化	4.1.電気システムが基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	
	4.2.電気を各電源から安全に常時使用している世帯の割合	98 % 以上	95 % 以上	99 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	98 % 以上	99 % 以上	98 % 以上
5. 学校	施設と教育設備が国家の基準に達している中学校までの各級学校の割合	80 % 以上	70 % 以上	100%	80 % 以上	80 % 以上	70 % 以上	100%	70 % 以上
6. 文化施設	6.1.全住民の文化生活と運動のための集会所若しくは多目的会場及び運動場が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件・地域共同体の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
	6.2.規程に沿った児童と高齢者のための遊びと運動の場が社にあること								
	6.3.地域共同体のための集会所若しくは文化生活と運動の場がある村の割合								100%
7. 農村市場	7.1.農村市場若しくは売買・商品交換の場が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件・社会経済発展の需要・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。							
8. 通信	8.1.郵便施設が社にあること	各省人民委員会が、実際の条件と社ごとの各組織・地域共同体の需要に合致するような具体的な規程を作成する。							
	8.2.電気通信・インターネット施設が社にあること								
	8.3.ラジオと各村へ伝達する拡声器の設備が社にあること								
	8.4.社の管理行政事務において情報処理機器があること								

9. 住民 の住 居	9.1.仮設住宅, あばら屋	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い
	9.2.基準に達している住居に住んでいる世帯の割合	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	80 % 以上	80 % 以上	75 % 以上	90 % 以上	70 % 以上

Ⅲ. 経済と生産組織分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
10. 住民 収入	2020年までの農村地域における一人当たり平均収入 (百万ドン)	45 以上	36 以上	50 以上	36 以上	41 以上	41 以上	59 以上	50 以上
11. 貧困 削減	2016～2020年段階における貧困世帯比率	6 % 以下	12 % 以下	2 % 以下	5 % 以下	5 % 以下	7 % 以下	1 % 以下	4 % 以下
12. 労働 構造	労働可能人口のうち実際に職のある人の割合	90 % 以上	○	○	○	○	○	○	○
13. 生産 組織	13.1. 2012年合作社法の規程に沿った活動をしている合 作社が社にあること	○	○	○	○	○	○	○	○
	13.2. 社における農産物の生産が主要消費地と密接に結 ばれていること	○	○	○	○	○	○	○	○

Ⅳ. 文化・社会・環境分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
14. 教育 ・ 訓練	14.1. 5歳以下の以上への保育園, 規定年齢に沿った小 学校, 中学校が存在し, 文盲が存在しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○
	14.2. 中学卒業生のうち続けて進学できた者の割合	85 % 以上	70 % 以上	90 % 以上	85 % 以上	85 % 以上	70 % 以上	90 % 以上	80 % 以上
	14.3. 職業訓練を受けた労働者の割合	40 % 以上	25 % 以上	45 % 以上	40 % 以上	40 % 以上	25 % 以上	45 % 以上	25 % 以上
15. 医療	15.1. 健康保険に加入している人間の割合	85 % 以上	○	○	○	○	○	○	○
	15.2. 社が医療に関する国家基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	15.3. 5歳以下の栄養失調児の割合	21.8 % 以下	26.7 % 以下	13.9 % 以下	24.2 % 以下	24.2 % 以下	31.4 % 以下	14.3 % 以下	20.5 % 以下
16. 文化	規程に沿った文化基準に達している村の割合	70 % 以上	○	○	○	○	○	○	○

17. 環境	17.1.衛生的な水と浄化された水を使用できる世帯の割合	95%以上 (60%以上が浄化)	90%以上 (50%)	98%以上 (65%)	98%以上 (60%)	95%以上 (60%)	95%以上 (50%)	98%以上 (65%)	95%以上 (65%)	
	17.2.環境保全基準に達している生産経営・水産養殖・伝統工芸の経営体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	17.3.緑豊かで清潔で美しく安全な環境にある景観を築いていること	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17.4.計画に沿って規程に合致した埋葬が行われていること	各省人民委員会が、実際の条件・民族ごとの文化特性に合致するような具体的な規程を作成する。								
	17.5.住宅地及び経営体で排出された固形廃棄物及び排水が規程に沿って回収・処理されること	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17.6.衛生基準に達した便所・浴室・貯水槽を持つ世帯の割合	85%以上	70%以上	90%以上	85%以上	85%以上	70%以上	90%以上	70%以上	
	17.7.畜産世帯のうち、環境保全基準に達している畜舎を持つ世帯の割合	70%以上	60%以上	80%以上	70%以上	75%以上	60%以上	80%以上	70%以上	
	17.8.食品製造・販売をしている経営体のうち、食品安全の各規程を遵守している経営体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

V. 政治システム分野

基準	基準内容	全国 基準	地域ごとの基準						
			北部山 岳地域	紅河 デルタ	北部沿 岸地域	南部沿 岸地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
18. 行政シ ステム	18.1.幹部および職員が基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.2.基礎的な政治単位において規程に沿った十分な団体が存在していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.3.共産党支部及び社の行政が「清潔で力強い」基準に達していること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.4.「良」以上の分類にある社内の政治社会団体の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	18.5.規程に沿って法令へアクセスできること	○	○	○	○	○	○	○	○
	18.6.男女平等と家庭内暴力防止が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
19. 安寧 秩序	19.1.国防の規程に完全に合致した民兵組織が形成されていること	○	○	○	○	○	○	○	○
	19.2.安寧と社会秩序に関する安全基準に達し、住民の平穏が保障されていること	○	○	○	○	○	○	○	○

資料：2016年首相決定1980号(CPVN, 2016d).

注。「○」は基準内容に達していることを示す。

新農村建設プログラムは、その行動を指導・監督する指導委員会⁽⁴⁾と、実施機関である新農村調整事務局 (Van phong Dieu phoi nong thon moi) によって行われ、それぞれの委員会中央 (国レベル) と各行政レベルに存在する。中央の指導委員会では副首相が委員長を、関連の深い農業農村開発省と労働・社会・傷病兵省を担当する2大臣が副委員長を、その他の省庁の次官や各団体幹部が委員を務めており、ベトナム国家機関全体で責任を持つ形になっている。また各地方行政レベルでは、地域の最高指導者である共産党支部書記が各地域の

指導委員会委員長を務める。中央の新農村調整事務局は農業農村開発省の中に置かれている。これは2010年首相決定800号で、農業農村開発省が新農村建設プログラムを実質的に仕切ることと規定(予算の投資計画省・財務省への要求、プログラム進捗状況の監督・検査・政府への報告、など)されていることに沿っている。また各地方行政レベルの新農村調整事務局は、それぞれの農政担当部局(省レベルでは省農業局、省の下の県レベルでは県農業局若しくは経済局、末端の社レベルでは農政担当職員)が担当する(CPVN, 2016c)。

なお財源に関しては、首相決定800号では、これまでの各国家プログラム予算の利用が23%、新農村建設プログラム専用の国家予算が17%、借入れが30%、企業からの投資が20%、住民からのカンパが10%となっている。なお国家予算から直接支出されるのは、計画策定業務、各種インフラ(社中心地への道路、社本部、学校、保健所、集会所)、幹部への訓練費用に限られる。

(2) 新農村建設プログラムの特徴と国際比較

ベトナムの新農村建設プログラムに関しては、「新農村」という名称も内容も中国の政策を参考にしたものであるとの指摘(坂田, 2012)もある。確かに、同プログラムを打ち出した26号決議の「農業・農民・農村」という文言は中国の三農問題を意識した可能性が高い。また中国において「社会主義新農村建設」が打ち出されたのも2006年とベトナムより早く、農村におけるインフラ・経済改善・教育などの向上を図るという点(陳, 2008)で共通点も多い。しかし中国にはないベトナムの新農村建設事業の独自性として筆者は、基準⑩「文化」に「規定に沿った文化基準に達している村の割合(70%以上)」があることを指摘したい。「規定に沿った文化基準に達している村」とは一般に「文化村(Lang Van Hoa)」と呼ばれるものである。

「文化村」は元々1960~70年代においては特色ある伝統文化を持つ村にだけ与えられた名称であったが、1980年代に入ると新しい文化施設などの数量の指標に達した農村の称号となった。それが1990年代に入ってから、かつてのムラの郷約にあたる「規約」を策定する「文化村」運動が展開されるようになった。さらに1993年1月に開催された第7期ベトナム共産党中央執行委員会第4回総会において「今後数年間の文化・文芸の任務についての決議」が出され、「祭りの組織」、「家族・住民共同体の確立」などの共同体的生活の再建が「文化村」建設キャンペーンを通して行われるようになった(今井, 2002)。「文化村」に関する実地調査は、これまで文化人類学者によって幾つか行われている。ハティン省(第1図の28)で調査した加藤敦典は文化村認定制度を「ムラの名譽を担保にとって、住民を動員・統制する制度」(加藤, 2009)ととらえた。またビントゥアン省(第1図の48)の少数民族チャム族地区で調査した吉本康子は、共産党・政府にとって望ましい文化(愛国心をかん養するものや、民族文化として保存することによって観光に使えるもの)と望ましくない文化(不衛生な習慣や、「迷信異端」とみなされるもの)を選別するためのもの(吉本, 2011)ととらえた。彼らの観点は主に国家と国民の関係によって、国家(共産党・政府)が国民を

統制する道具として「文化」概念を利用しているというものである。これらの研究は、現代ベトナムにおける「文化」の理解から肯定できるが、筆者はそれに加えて文化村認定制度の大きな特徴を指摘しておきたい。

「文化村」の認定基準として文化・スポーツ・観光省の2011年10月10日付け通達12号(BVHTTDL, 2011)があり、そこでの基準を第3表にまとめた。その中で大項目の「5. コミュニティでの相互扶助」、さらに小項目の「2-1. 文化省の基準に沿った村の集会所, 運動場があること」, 「2-2. 40%以上の人口が, コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること」, 「2-3. 70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること」, 「4-2. コミュニティにおける紛争解決が機能していること」など, コミュニティの団結を重視し奨励する基準が多く存在するのが大きな特徴である。関連する政策として, 1998年の「社における民主実現制度規定」が存在する。加藤敦典は, この「民主」概念を「地域住民による自己統御」を意味していると解説し, ベトナム国内での議論では村落共同体の自主管理能力の回復と強化の必要性が強調されていることを紹介している。その上でこの規定は, ベトナム政府が従来国家丸抱えで行ってきた農村開発の管理と運営の一部を住民の自主管理と自助努力にゆだねる体制を作り上げることを目指したものだとして指摘している(加藤, 2004)。

第3表 「文化村」の認定基準 (2011年)

大項目	小項目
1. 経済の安定、 着実な発展	1-1. 所在する省平均より貧困世帯比率が低いこと 1-2. 粗末な家屋が少ないこと 1-3. 科学的で効果的な活動が行われていること 1-4. 就業労働者比率, 一人当たり年間収入が平均以上あること 1-5. 80%以上の世帯が新農村建設運動, コミュニティにおける経済社会基盤建設に参加していること
2. 精神的に充足 した文化的な生 活	2-1. <u>文化省の基準に沿った村の集会所, 運動場があること</u> 2-2. <u>40%以上の人口が, コミュニティの文化・スポーツ事業に参加していること</u> 2-3. <u>70%以上の世帯が冠婚葬祭に関する規定に忠実であること</u> 2-4. コミュニティの中で社会悪に染まった人間がいないこと。 2-5. 70%以上の世帯が「文化家族」に認定され, うち50%以上の世帯が3年以上公認されていること。 2-6. 子供の就学率が100%であること。 2-7. 伝染病を広めないこと, 食品中毒をおこさないこと, 栄養失調の子供の率を下げていること, 子供が予防接種を, 妊娠女性が定期検査を受けられること。 2-8. 家族計画が実行されていること 2-9. 歴史文化遺産・名所旧跡の保護, 地域における伝統的な文化生活・民間スポーツの維持。
3. 景観・環境が 美しいこと	3-1. ゴミの集中処理施設が基準に達していること。 3-2. 生活用水・シャワー室・便所の衛生環境が基準に達している世帯の割合が平均以上あること。 3-3. 家屋, 公共建築物, 墓地が基準に沿って建設されていること。 3-4. 住民の衛生観念を啓発する運動が実施されていること。
4. 党の方針及び 政府の政策・法律 に忠実であるこ と	4-1. 90%以上の世帯に対して党の方針及び政府(中央及び地方)の政策・法律に周知されていること。 4-2. <u>コミュニティにおける紛争解決が機能していること。</u> 4-3. 社会の安定秩序が維持され, 法律に違反する住民がいないこと。 4-4. 住民が共産党支部や地方行政に参加することによって, その活動を監査する権利を有すること。
5. <u>コミュニティ での相互扶助</u>	5-1. 相互扶助に関する国家の政策が実現されていること。 5-2. 天災被災者・困窮家族・独居老人・孤児・障害者・枯れ葉剤被害者などの不幸な人たちに対する人道援助の活動が行われていること。

出典; 文化・スポーツ・観光省 2011年10月10日付け通達12号 (BVHTTDL, 2011)

なお中国においても1987年の「農村の基層政権建設工作の強化に関する通知」などによって、国家の手を煩わせることなく自前で末端の公共的事業と秩序の維持を肩代わりする「行政村」の枠組みを強化しようとする方向にはある。しかし、これは田原史起が指摘するように「中国史上普遍的には見出すことのできなかつた「村民」という新しいカテゴリーの創造」に向けての国家的な試み(田原, 2000)であり、伝統村落の自主管理能力の回復を図るベトナムとは大いに事情が異なる。

伝統的な村落結合を通じて住民を動員して政策を実現しようとする点では、ベトナムの新農村建設プログラムは、中国よりむしろ日本の農村振興政策と類似している。以下、ベトナムとの比較を念頭に置いた上で、近代日本(明治以降)の農村振興政策を紹介する。近代最初の農村振興運動は、明治30年代からの町村是運動である。町村是とは各町村による振興計画であり、この運動は民間の自主的団体である農会が推進母体となったことが示すように、政府による保護政策の要求ではなく自力更生的色彩の強い運動であった。だがその後、帝国農会の成立によって系統組織が整備されるとともに、農会は半官半民的性格を強め、町村是運動も政府の主導性が強くなる。昭和初期の農山漁村経済更生運動ではより政府の主導性が強くなり、全国の町村に更生計画を立てさせて補助金を交付した。当時の大臣訓令に「隣保共助精神ヲ活用シ・・・農山漁村ニ於ケル産業及経済ノ計画的組織的刷新ヲ企画」とあるように(田中, 1977)、伝統的な村落結合を農村振興に活用しようという政府の意図は、現代ベトナムと同様である。

戦後の昭和31年度からは新農山漁村建設総合対策が始まり、これも通称「新農村建設」と呼ばれた。各地域が自主的に立てた振興計画に対して国が援助を行う形は戦前の農山漁村経済更生運動と戦後の「新農村建設」で共通しているが、前者が自給自足的共同体への回帰を目指したのに対し、後者は農産物の市場競争力の強化を目指しての主産地形成を目標として共同化を進めた。その実行のために、各地域に農山漁村振興協議会が設置された。同会は行政機関、農林漁業団体及び青年婦人組織等の代表者で構成されていた。また同事業を機に系統農協が、生産・流通及び融資の面で農村内での影響力を強めていった。同事業予算のほとんどは土地整備・施設建設等の生産関連にあてられた(農林省編, 1965)が、昭和47年度に始まった農村基盤総合整備パイロット事業(総パ事業)では、農業生産基盤整備とともにそれと一体的な農村生活環境基盤整備を総合的に実施することとなった。さらに昭和48年度からは立ち後れている農村集落の生活環境整備に重点を置いた農村総合整備モデル事業(農村モデル事業)も始まった(大橋, 1998)。

このようにベトナムと類似点の多い日本の農村振興政策だが、相違点として、要望のあった地域を援助対象とする日本に対して、ベトナムでは全農村地域を対象に細かい数値目標が政府によって設定されている等、国家による関与がより強いことがあげられる。これは元々日本では民間から起こった自力更生運動を政府が利用したのに対して、ベトナムでは最初から政府主導だったという歴史的経緯の違いとともに、いまなお社会主義を国家理念として掲げるベトナムの事情もあると思われる。

(3) 新農村建設プログラムの進捗状況

2019年10月20日に、2010～2020年段階新農村建設プログラムの総括全国会議 (Hoi nghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020) が開催された。そこにおける指導委員会の10年総括報告 (BCDTUCTMTQG, 2019) から、プログラムの進捗状況を紹介する。

第4表に、全国及び地域別の2019年6月30日までの新農村認定社の割合と、2016年首相決定1600号で2020年までの目標とされた割合を示す。全国レベルでは既に50%以上の社という目標が達成されているものの、地域別では達成済みなのは紅河デルタだけである。さらに第2図に、全国及び地域別の新農村認定社の割合と、「2016年生活水準統計」(TCTK, 2018)による一人当たりの各地域の平均月収を示す。地域ごとの新農村認定社の割合と平均月収には相関があり、収入が高い地域ほど認定社の割合も高いことがわかる。これはそうした地域ほどインフラ整備を進めて認定基準を満たす経済力があるためと考えられる。なお紅河デルタにおいてのみ、近似曲線より極端に認定社の割合が高い。これらの事実は、紅河デルタでは村落共同体の結合が強いという文化的な背景が関係していると思われる。新農村建設プログラムの実行に際しては、末端の村落共同体 (共産政権以前の旧村) を動員して行うので、結合の強弱が新農村認定の割合に関係しているのであろう。

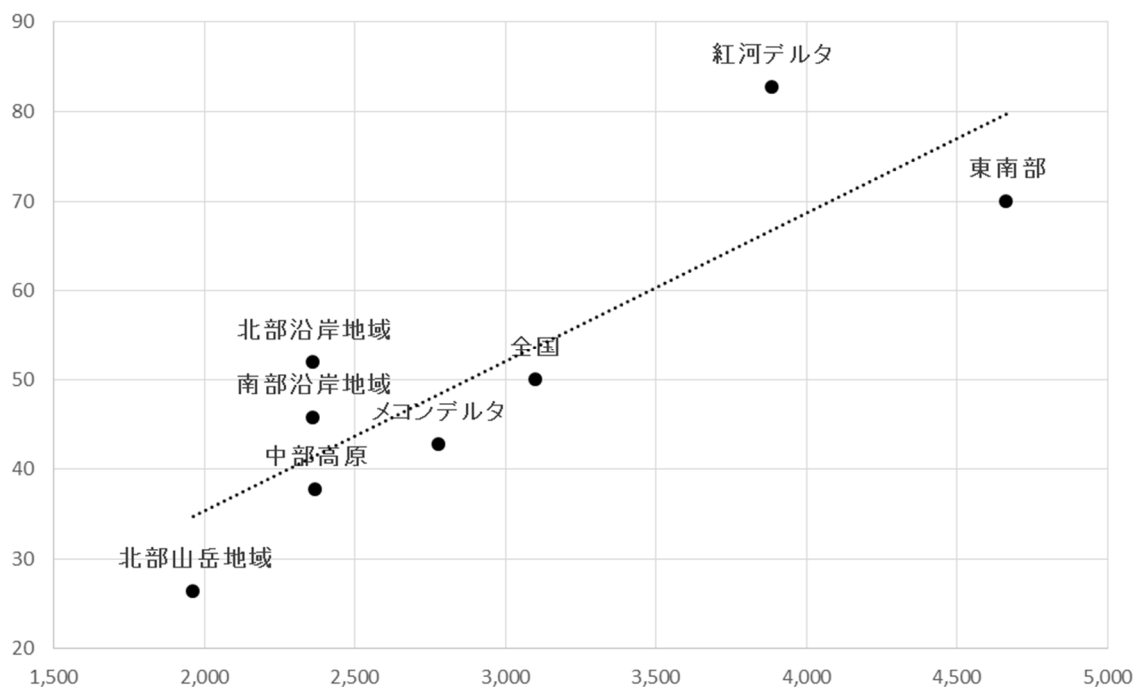
第5表に、基準別・地域別の達成状況を示した。2019年6月30日時点で70%未満の社しか達成できていない基準は、②交通、⑤学校設備、⑥文化施設、⑩住民の収入、⑪貧困削減、⑰環境、である。いずれもインフラ整備や住民の経済事情などに関わっており、経済が一番の問題であることがわかる。ただしインフラ整備の中でも、③水利、④電化、は90%以上の社が達成できており、農業生産活動に直結するこの二つの分野が特に重点的に整備されてきたことがわかる。

第4表 新農村認定社割合の目標と結果 (%)

	2010年	2019年	2020年目標
全国	0	50.01	50
北部山岳地域	0	26.45	28
紅河デルタ	0	82.74	80
北部沿岸地域	0	51.92	59
南部沿岸地域	0	45.82	60
中部高原	0	37.73	43
東南部	0	70.00	83
メコンデルタ	0	42.77	51

資料：指導委員会の10年総括報告 (BCDTUCTMTQG (2019)).

注。「2010年」とは2010年12月31日時点の割合、「2019年」とは2019年6月30日時点の割合、「2020年目標」とは2016年首相決定1600号で2020年までの目標とされた割合。



第2図 地域ごとの新農村認定社の割合 (%) と平均月収 (千ベトナムドン)

資料: 「10年総括報告」(BCDTUCTMTQG, 2019)と「2016年生活水準統計」(TCTK, 2018)より筆者作成。

注: 「2016年生活水準統計」では、「沿岸地域」が南北に細分化されていないので、「北部沿岸地域」、「南部沿岸地域」の平均月収は同値とした。

財源に関しては、2010～19年の結果で、これまでの各国家プログラム予算の利用が14.5%、新農村建設プログラム専用の国家予算が13.2%（中央政府が直接執行したのが2.2%、地方政府を通して執行したのが11.0%）、借入れが57.6%、企業からの投資が4.9%、住民からのカンパが9.8%となっている。2010年開始当初の計画（首相決定800号）と比較すれば、国家予算と企業投資が足りず、その分借入れでまかなっている。

新農村建設プログラムは、生産と生活の双方を含む全面的な農村支援を目標とする画期的な政策である。しかし、中央の指示により進められているにもかかわらず、地域の自助努力に依存していて予算措置は不十分であり、現実に達成されたものは生産面に偏っているという問題を抱えている。

第5表 新農村認定基準ごと達成状況 (2010年～2019年)

基準 番号	全国基準達 成率 (%)		地域ごとの基準達成率 (%)													
	10	19	北部山岳地域		紅河デルタ		北部沿岸地域		南部沿岸地域		中部高原		東南部		メコンデルタ	
	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19	10	19
1	28.3	99.6	33.4	100.0	41.4	99.8	23.1	99.9	6.4	96.8	23.6	100.0	8.7	100.0	29.7	99.7
2	3.2	63.7	1.1	40.3	4.9	91.2	4.0	67.3	3.1	69.0	2.5	55.3	4.1	74.9	3.7	57.3
3	15.7	90.7	12.8	85.0	12.5	97.4	4.9	89.1	7.0	82.2	13.8	87.1	29.0	97.3	41.0	97.8
4	44.8	90.0	28.6	78.6	64.2	99.9	44.1	95.5	50.9	96.0	46.4	89.1	54.2	86.0	36.2	86.9
5	12.2	62.8	11.5	43.6	20.5	81.5	15.3	71.2	7.3	59.6	3.9	59.6	8.3	76.9	5.4	57.7
6	2.3	60.3	2.0	39.3	4.3	82.6	1.9	65.2	0.7	58.9	1.2	52.4	5.3	79.6	0.7	56.7
7	12.8	85.5	8.4	80.1	16.3	94.5	10.5	82.2	12.1	87.0	12.5	82.6	20.7	87.3	15.4	85.6
8	48.6	89.7	28.7	72.7	68.9	99.9	52.7	94.6	40.6	90.5	32.5	89.6	68.0	99.3	53.2	95.3
9	17.9	75.6	8.1	50.9	35.6	98.1	22.1	85.4	10.8	76.8	5.6	56.9	26.0	81.6	10.2	79.8
10	8.0	67.3	5.6	40.8	9.3	92.9	8.6	74.8	6.5	61.8	13.8	51.3	11.5	84.0	6.6	72.4
11	11.9	67.5	10.0	42.5	11.9	93.1	3.6	71.4	6.5	62.7	11.0	48.4	28.8	90.4	23.6	73.1
12	10.9	97.6	4.4	98.6	21.1	99.3	6.8	95.5	6.6	94.9	12.8	98.7	19.8	97.1	10.8	97.7
13	41.7	78.7	23.1	66.7	65.1	97.4	45.5	85.4	33.4	68.4	21.6	64.8	32.4	89.1	52.2	73.7
14	24.0	88.9	19.6	79.7	34.7	99.0	20.2	93.0	20.2	82.5	12.8	83.6	17.7	94.2	30.1	90.0
15	45.1	82.6	39.4	69.6	41.9	94.2	53.8	90.5	38.8	79.6	35.2	82.8	41.4	90.4	59.2	78.2
16	34.0	81.6	17.7	64.6	39.2	95.6	28.1	82.0	28.0	83.6	22.9	77.6	52.5	96.2	64.5	86.2
17	6.7	61.1	3.0	33.8	12.7	87.6	5.3	68.8	5.2	58.3	4.4	52.8	16.2	87.6	4.2	57.3
18	48.1	78.4	50.0	64.6	63.4	94.5	59.8	86.9	31.3	66.5	30.2	62.8	42.6	93.6	27.7	78.2
19	76.1	91.6	77.0	86.5	79.3	96.9	83.6	97.7	77.1	89.3	67.5	81.3	51.2	95.8	72.3	90.1

資料：指導委員会の10年総括報告 (BCDTUCTMTQG, 2019)。

注：各基準番号に相当する基準名は、第2表を参照。「10」とは2010年12月31日時点の数字、「19」とは2019年6月30日時点の数字。

注(1) ベトナムではキン (Kinh, 京) 族と呼ばれるが、本章ではわかりやすくベト族と記述する。

(2) 本章において「各地方省」という場合には、中央直轄市も含める。

(3) ベトナム共産党の最高機関は5年に一回開催される党大会である。党大会が党としての基本方針を決定し、それを具体化するための政策などを決定するのが、党大会で選出される中央執行委員会である。中央執行委員会の任期は次の党大会までであり、同委員会の定例会議 (総会) には通し番号が付される (白石, 2000)。本文中の「第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会」は、第10回党大会で選出された第10期中央執行委員会の第7回総会のことである。

(4) 指導委員会は、正規名称を各国家目標プログラム指導委員会 (Ban Chi dao cac chuong trinh muc tieu quoc gia) といい、新農村建設と貧困削減の2大プログラムの指導・監督を行う (CPVN, 2016a)

[引用文献]

【日本語文献】

- アジア経済研究所(2020)『アジア動向年報 2020』アジア経済研究所.
- 足立啓二(1998)『専制国家史論—中国史から世界史へ—』, 柏書房.
- 今井昭夫(2002)「ドイモイ下のベトナムにおける包括的文化政策の形成と展開」『東京外国語大学論集』64.
- 大橋欣治 (1998)「農村整備事業のあゆみ」『農業土木学会誌』66 巻4号.
- 岡江恭史(2015)「ベトナムの「自治村落」と農民組織—日本・中国との比較を通じて—」『村落社会研究ジャーナル』21(2).
- 加藤敦典(2004)「ベトナムにおける「民主」化と村落共同体—「基層レベルにおける民主制度規定」の分析より—」『年報 人間科学』25.
- 加藤敦典(2009)「「文化的むら」をめぐる「騒ぎ」—ベトナムにおける国家と住民の関係性をめぐる政策の人類学—」『南山考人』37.
- グルー, ピエール (内藤莞爾訳) (1945)『仏印の村落と農民 上巻』生活社 (原著: Gourou, Pierre (1937) *Les paysans du delta tonkinois*).
- 斎藤仁(1977)「農村協同組合の組織基盤としての村落」『農村研究』44.
- 坂田正三(2012)「ベトナムの農業・農村開発政策—2008年の政策転換と第11回党大会で示された方向性—」寺本実編『転換期のベトナム—第11回党大会、工業国への新たな選択—』, アジア経済研究所.
- 桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』創文社.
- 嶋尾稔(1992)「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について—郷約再編の一事例の検討—」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』24.
- 白石昌也(1993)『ベトナム—革命と建設のはざま—』東京大学出版会.
- 白石昌也(2000)「党・国会機構概観」, 白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店.
- 白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム (講座・東アジア近現代史5)』青木書店.
- 田中学 (1977)「地域農業振興思想の系譜」『農業経済研究』第49巻第2号.
- 田原史起(2000)「村落統治と村民自治—伝統的権力構造からのアプローチ—」, 天兒慧・菱田雅晴編著『深層の中国社会-農村と地方の構造的変動』勁草書房.
- 陳鍾煥(2008)『中国農業「保護」政策の開始と農業「産業化経営」の役割』批評社.
- トラン・ヴァン・トゥ(2010)『ベトナム経済発展論』勁草書房.
- 中臣久(2002)『ベトナム経済の基本構造』日本評論社.
- 農林省編 (1965)『新農山漁村建設史』農林省農政局.
- 三尾忠志(1988)「ベトナムの経済改革」三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係』日本国際問題研究所.
- 水野広祐(1998)「インドネシアにおける村落行政組織と住民組織—西ジャワ・ブリアンガン高地農村の事例—」加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織—近代日本との比較から—』, アジア経済研究所.
- 吉本康子(2011)「ベトナム南部少数民族居住区における『文化的な村建設』運動と儀礼的実践の現在」小長谷有紀・後藤正憲編著『社会主義的近代化の経験』明石書店.

【ベトナム語文献（書籍及びウェブサイト）】

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn> (2021年2月6日アクセス).

TCTK(2018) *Ket qua Khao sat muc song dan cu Viet Nam nam 2016* (2016年生活水準統計), Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社).

【ベトナム語文献（共産党・国家機関文書）】

BCDUCTMTQG (Ban Chi Dao Trung Uong Cac Chuong Trinh MTQG Giai Doan 2016-2020, 2016～2020年段階の各国家目標プログラム中央指導委員会) (2019) *Bao Cao Tong ket 10 nam thuc hien Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020 (Tai lieu phuc vu Hoi nghi toan quoc tong ket Chuong trinh muc tieu quoc gia xay dung nong thon moi giai doan 2010-2020)* (2010～2020年段階の国家目標プログラム「新農村建設」実現10年総括報告 (2010～2020年段階の国家目標プログラム「新農村建設」総括全国会議配布資料)), 2019年10月20日発表.

BVHTTDL (Bo Van Hoa, The Thao va Du Lich, ベトナム文化・スポーツ・観光省) (2011) *Thong Tu, Quy dinh chi tiet ve tieu chuan, trinh tu, thu tuc, ho so cong nhan Danh hieu “Gia dinh van hoa”; “Thon van hoa”, “Lang van hoa”, “Ap van hoa”, “Ban van hoa”, “To dan pho van hoa” va tuong duong* (「文化家族」「文化村」「文化居住区」及びそれらに相当するものの名称及び公認に対する基準・順序・手続・記録書類の詳細についての決定に関する通知), 2011年10月10日公布.

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (2009) *So: 491/2008/QĐ-TTg, Quy định của Thủ tướng Chính phủ về việc Ban hành Bộ Tiêu Chí Quốc Gia về Nông Thôn Mới* (新農村に関する国家の認定基準の施行に関する政府首相決定491号), 2009年4月16日公布.

CPVN(2010) *So: 800/QĐ-TTg, Quy định của Thủ tướng Chính phủ Phe duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia về xây dựng nông thôn mới giai đoạn 2010–2020* (2010～2020年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定800号), 2010年6月4日公布.

CPVN(2016a) *So: 1584/QĐ-TTg, Quy định của Thủ tướng Chính phủ về Thành lập Ban Chi đạo Trung ương các chương trình mục tiêu quốc gia giai đoạn 2016–2020* (2016～2020年段階における各国家目標プログラム中央指導委員会設立についての政府首相決定第1584号), 2016年8月10日公布.

CPVN(2016b) *So: 1600/QĐ-TTg, Quy định của Thủ tướng Chính phủ Phe duyệt Chương trình mục tiêu Quốc gia về xây dựng nông thôn mới giai đoạn 2016–2020* (2016～2020年段階における新農村建設に関する国家目標プログラムの承認に関する政府首相決定1600号), 2016年8月16日公布.

CPVN(2016c) *So: 1920/QĐ-TTg, Quy định của Thủ tướng Chính phủ về Quy định Chức năng, Nhiệm vụ, Quyền hạn, To chức Bộ máy và Biên chế của Văn phòng Điều phối nông thôn mới Các cấp* (各級の新農村調整事務局の機能・任務・権限・組織構成・人員の規定についての政府首相決定第1920号), 2016年10月5日公布.

CPVN(2016d) *So: 1980/QĐ-TTg, Quy định của Thủ tướng Chính phủ về việc Ban hành Bộ Tiêu Chí Quốc Gia về Nông Thôn Mới giai đoạn 2016–2020* (2016～2020年段階における新農村に関する国家の認定基準の施

行に関する政府首相決定1980号), 2016年10月17日公布.

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) *So: 100/CT/TW, Chi thi cua Ban Bi thu Trung uog Dang ve cai tien cong tac khoan, mo rong “khoan san pham den nhom va nguoi lao dong” trong Hop tac xa nong nghiep* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示), 1981年1月13日公布

DCSVN(1988)*So:10/NQ/TW, Nghi quyet cua Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局10号決議), 1988年4月5日公布

DCSVN(2008)*So: 26 NQ/TW, Nghi quyet cua Ban Chap hanh Trung uog Dang ve nong nghiep, nong dan, nong thon* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議), 2008年8月5日公布.

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会) (1993)*Luat Dat Dai nam 1993 (1993年土地法)*, 1993年7月14日可決

QHVN(1996)*Luat Hop Tac Xa (合作社法)*, 1996年3月20日可決